

用語集

このページは、SBIグループを取り巻く事業環境について一層のご理解をいただくための補足資料として作成しています。

メタバース	英語の「超越(meta)」と「宇宙(universe)」を組み合わせた造語で、インターネット上で電子的に構築される仮想空間やそこで提供されるサービスを指します。仮想空間上でアバターと呼ばれる自分の分身を作り出し、世界中の人と交流や買い物などの経済活動を行うことが可能となります。仮想現実(VR)・拡張現実(AR)・複合現実(MR)等のXR技術の発展、そしてブロックチェーンの登場により実現しつつあり、今後は生活時間の一部がメタバース内での活動へと移っていくことが考えられます。SNS事業を手掛ける米Facebook社がメタバース事業に注力することから社名を「Meta」に変更するなど、世間の注目の高まりとともに企業による投資が急加速しています。
AML/CFT	Anti-Money Laundering and Combating the Financing of Terrorism(マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策)の略。金融機関はAML/CFTに関するガイドラインや法令を遵守する義務があります。これまで日本は、国際的な査察を行うFATF(金融活動作業部会)の審査によって非常に厳しい指摘を受けており、各金融機関等においても適切な対応・対策の整備が急務の課題となっています。
CBDC	Central Bank Digital Currency(中央銀行デジタル通貨)の略。日本銀行では次の3要素を満たすものと定義しています。①デジタル化されていること、②円などの法定通貨建てであること、③中央銀行の債務として発行されること。スウェーデンの「e-クローナ」や中国の「デジタル人民元」などが既に実証実験を開始しており、具体的な検討を行っている国がある一方で、現金を代替するようなデジタル通貨を中央銀行が発行することについては民間銀行の預金や資金仲介への影響など検討すべき点も多く、日本を含む多くの主要中央銀行は検討・研究を進めているものの、その導入には慎重な姿勢を維持しています。
DeFi	Decentralized Finance(分散型金融)の略。ブロックチェーン上に構築された分散型の金融エコシステムのことを指します。中央集権的な管理主体が存在せず、インターネットへの接続が可能であれば、居住地や経済状況にかかわらず誰でもアクセス可能です。分散型取引所(DEX)や分散型レンディングのようなDeFiサービスの台頭により、従来銀行や証券、保険会社、暗号資産取引所などの中央集権的な金融システムによって提供されていた金融機能はブロックチェーン上で自動的に実行されるプログラム(スマートコントラクトなど)の活用を通じて人手や組織を介さずに提供され始めています。セキュリティやAML/CFT面で課題が残るものの、外部サービスとの提携が容易、ユーザーが資産を自己管理可能、低コストで透明性の高い取引などが利点として考えられており、これまでの金融の在り方を一変させる可能性があるとも言われています。
NFT	Non-fungible token(非代替性トークン)の略。ブロックチェーンを用いて、これまで複製や改ざん等が容易だったデジタルアートやゲーム資産、スクリプトデータといったデジタルコンテンツや権利に唯一性を付与することで価値を可視化し、売買を可能にするものです。2021年において販売されたNFTの総額は239億ドル(約2兆7,000億円)と、2020年の94.9百万ドル(約108億円)に比し250倍以上となっています(シンガポールのCoinGecko社調べ)。大手事業者から新興企業まで幅広いプレイヤーが参入し、グローバルな潮流としてNFTの市場規模が急拡大する一方で、それに対応する法・制度の整備が求められています。
STO	STO(Security Token Offering)とは、株式や債券、不動産など様々な実在する資産の価値に裏付けられた「トークン(代用通貨)」の発行を通じた新たな資金調達仕組みです。このトークンはブロックチェーンを活用したデジタル証券として、トークン保有者に収益を分配するなど、セキュリティ(証券)と類似した性質を持ちます。海外におけるSTOは各国の金融商品関連法令に準拠した金融商品として発行され、投資家の信頼性や取引の透明性も既存の金融商品と同等に担保されると考えられています。日本でも2020年5月に施行された資金決済法と金融商品取引法の改正法によって、STOが金融商品取引法の規制対象であることが明確化されました。
Web 3.0	「Web 3.0」はブロックチェーンを基盤とした、「分散」「トラストレス」を特徴とする次世代のインターネットの在り方と言われています。その前身である「Web 2.0」においては、中央集権型の巨大企業を介さずにはデータを所有・取引することができないため、情報が一箇所に集中することによるセキュリティリスクや、個人情報が巨大企業に独占される等の問題が指摘されていました。「Web 3.0」はインターネットに繋がった複数のユーザーの間で、取引情報を分散管理できるブロックチェーンを用いることで、こうした問題を解消できると考えられています。